

富山市屋外広告物条例許可基準等の改正

はじめに

屋外広告物は情報を伝達する手段、まちの賑わいの創出に役立っているものですが、過剰な大きさの広告物が無秩序に乱立することにより、まちや自然の美しい景観を損なうこととなります。

今回の改正では、近年の社会情勢の変化に対応した屋外広告物の規制区域区分、許可基準等の見直しを行ったものです。

新しい許可基準等は平成 22 年 4 月 1 日から施行いたします。



1. 地域特性に応じた区域区分

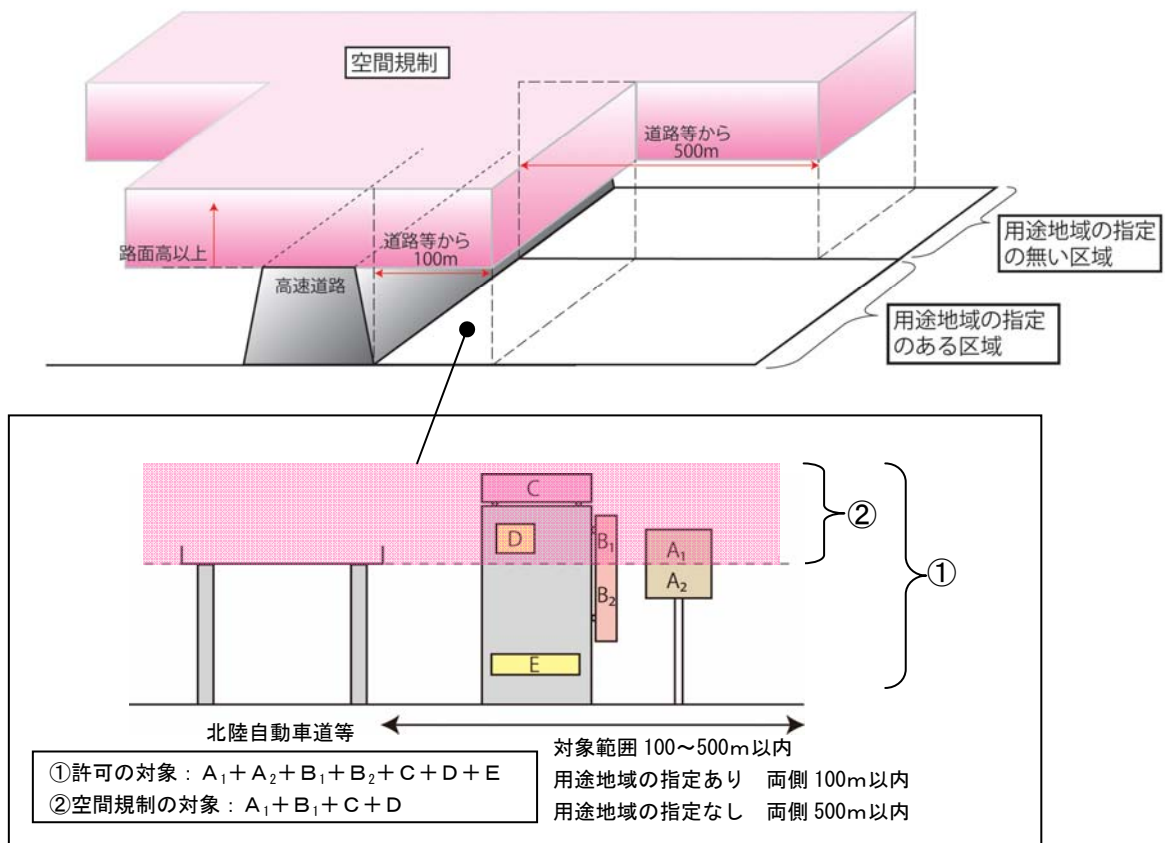
従前の区域区分では、禁止地域、許可地域ごとに一律基準が設定され、地域ごとの景観特性、土地利用の特性等に関わらず、国道等主要道路沿線などの野立広告が特に厳しく規制されています。

今回の見直しでは、主要道路沿線の禁止地域等の見直しに併せて、土地利用特性に応じた区域区分に改正します。

<区域区分>

区分	区域
第1種禁止地域	伝統的町並み景観の保全が重要な地域 ・伝統的建造物群保存地区 ・文化財保護法令で指定する地域等 自然景観等の保全が重要な地域 ・風致地区 ・緑地保全地域・特別緑地保全地区・生産緑地地区 ・市民農園・保安林・自然環境保全地域等
第2種禁止地域	住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・都市公園、緑地 ・公共用建物の敷地 ・市長が指定する区域等
第1種許可地域	・禁止地域、第2種許可地域以外の地域
第2種許可地域	・禁止地域以外で用途地域の定めのある地域

※北陸自動車道、北陸新幹線沿線（用途地域の定めのある地域は両側 100 m、用途地域の定めのない地域は両側 500m以内）では新たに空間規制を設定します。走行車線等の路面高以上に自家用広告を掲載する場合は 15 m²以下、一般広告物（自己の事業、営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所以外に表示する広告物）は禁止。ただし、該当路線から展望できない広告物は除く。



2. 敷地内の広告物総量を設定

従前基準では、屋外広告物の個々の基準を満たしていれば、大量の広告物が表示できる問題があります。今回の改正では、広告物全体量の適正化を図るため、敷地規模に応じた広告物の総量の上限基準を設けます。広告種別の個々の基準に適合するとともに、下記表の総量基準にも適合が必要です。

<敷地規模ごとの広告総量>

区域区分	敷地面積				
	1500m ² 未満	3000m ² 未満	4500m ² 未満	10000m ² 未満	10000m ² 以上
第1種禁止地域	10m ² 以下				
第2種禁止地域	30m ² 以下				
第1種許可地域	50m ² 以下	100m ² 以下	150m ² 以下	200m ² 以下	300m ² 以下
	(一般広告物は30m ² 以下)				
第2種許可地域	100m ² 以下	150m ² 以下	200m ² 以下	300m ² 以下	500m ² 以下
	(一般広告物は30m ² 以下)				

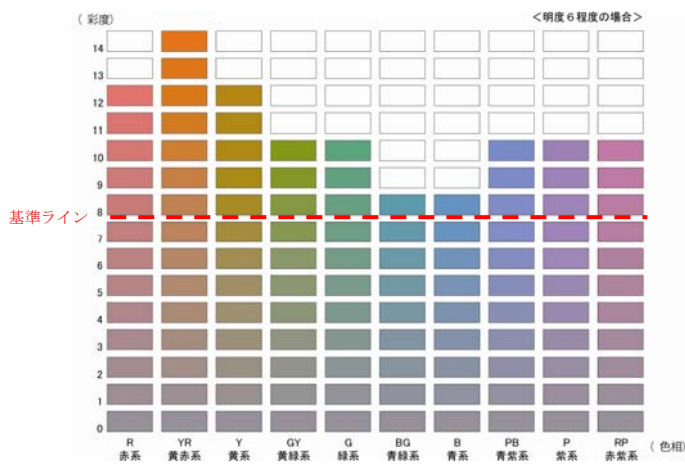
※総量は、全ての広告種別（野立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告など）の表示面積の合計です。ただし、許可期間1ヶ月の広告物は除く。

3. 広告種別の共通基準

各区域区分にまたがる共通基準を下記の通り設定します。

- ・蛍光塗料は使用禁止。
- ・禁止地域の自家用広告物、第1種許可地域の一般広告物（案内誘導看板含む）の照明は点滅、回転禁止。
- ・色彩、意匠は交通安全の支障とならないように努めること。
- ・広告物に使用する色数は、できる限り少なくするように努めること。
- ・色彩基準について

一般広告物及び第1種禁止地域内の広告物は、表示面積の1/2を超える箇所に彩度8を超える色彩は禁止（1㎡以下は除く）。申請図面にはマンセル記号で色彩計画を記載してください。





新緑の緑・若葉色

7 G Y 7 . 5 / 4 . 5

色相 明度 彩度

マンセル記号の表し方

4. 広告種別ごとの許可基準

①野立広告（建築物から独立した広告）

区域区分に応じた高さ、面積を下記のとおり設定します。

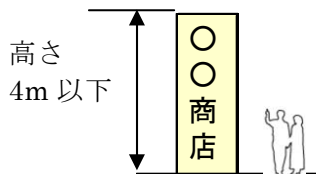
区域区分	自家用広告物	一般広告物
第1種禁止地域	高さ4m以下	禁止
第2種禁止地域	高さ6m以下	
第1種許可地域	高さ10m以下 面積30㎡以下	国道、主要県道、鉄道沿線等の100m以内は下記基準に適合する案内誘導看板のみ設置可 高さ4m以下 1面面積4㎡以下 統合看板は高さ6m以下1施設面積6㎡以下 上記以外の地域 高さ6m以下 面積20㎡以下(一面10㎡以下)
第2種許可地域	高さ10m以下 面積50㎡以下	高さ8m以下 面積20㎡以下 (一面10㎡以下)

※一般広告物及び第1種禁止地域の自家用広告物は、色彩基準を適用

第1種禁止地域

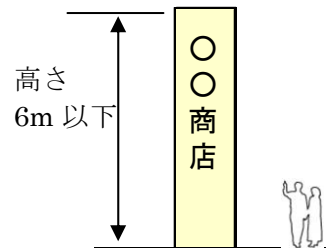
自家用広告物限定

- ・色彩基準を適用すること



第2種禁止地域

自家用広告物限定

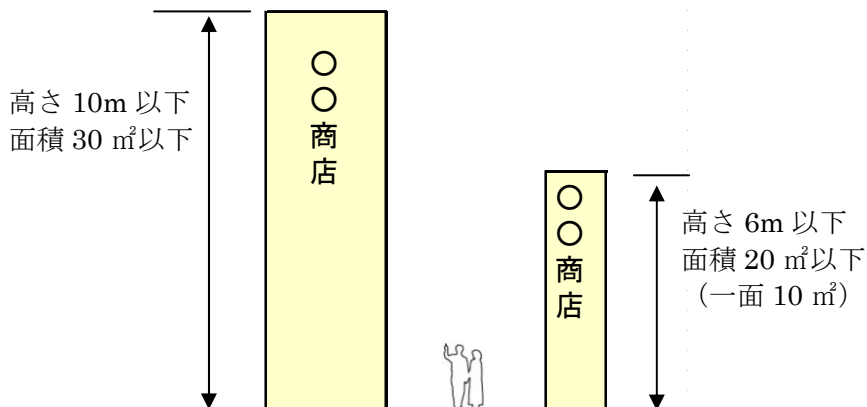


第1種許可地域

自家用広告物

一般広告物（指定道路以外限定）

- ・色彩基準を適用すること

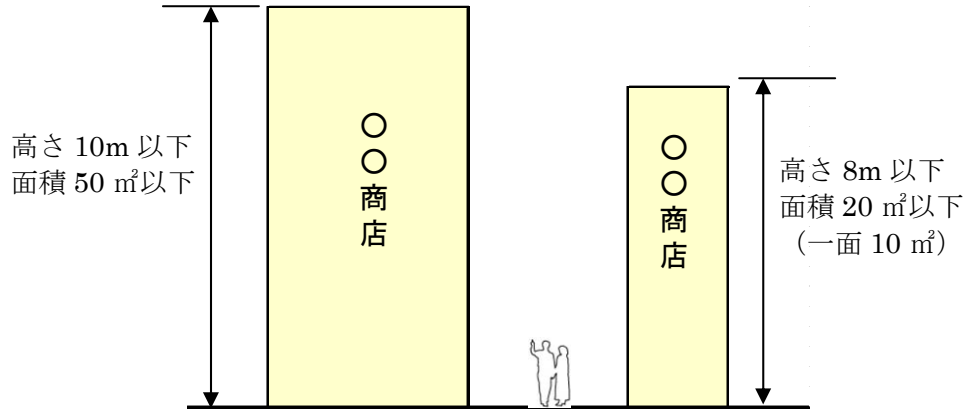


第2種許可地域

自家用広告物

一般広告物

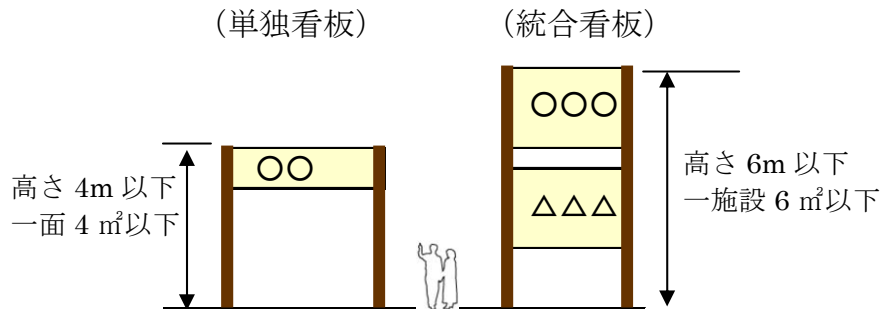
- ・色彩基準を適用すること



(案内誘導看板)

第1種許可地域の指定道路等では一般広告物は設置できませんが、下記の基準に適合する案内誘導看板は設置可能です。

- ・表示の内容は、事業者などの名称、距離、方向であること。
- ・主要な道路からの分岐点への設置は必要最小限とすること。
- ・色彩基準を適用すること。

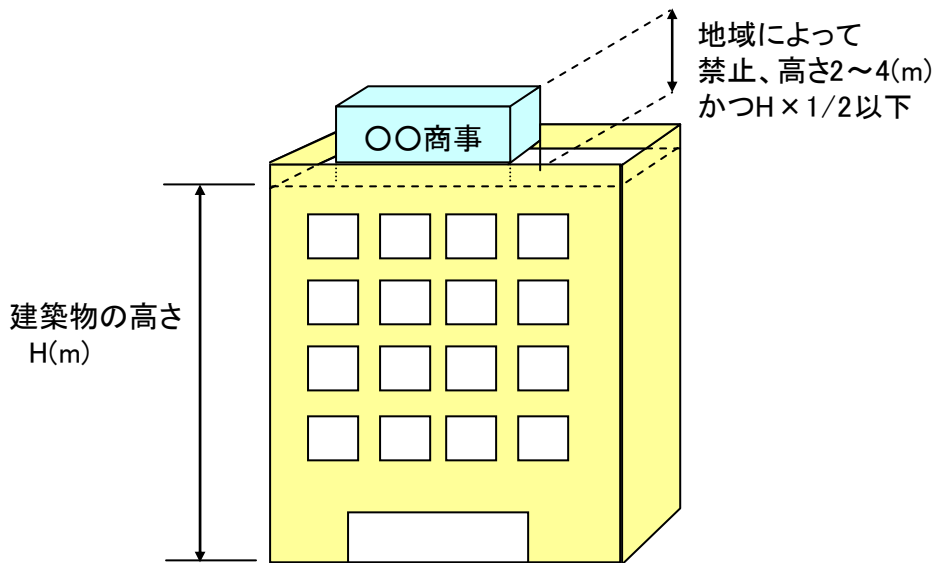


②屋上広告（建築物を利用する広告）

区域区分に応じた高さを下記のとおり設定します。

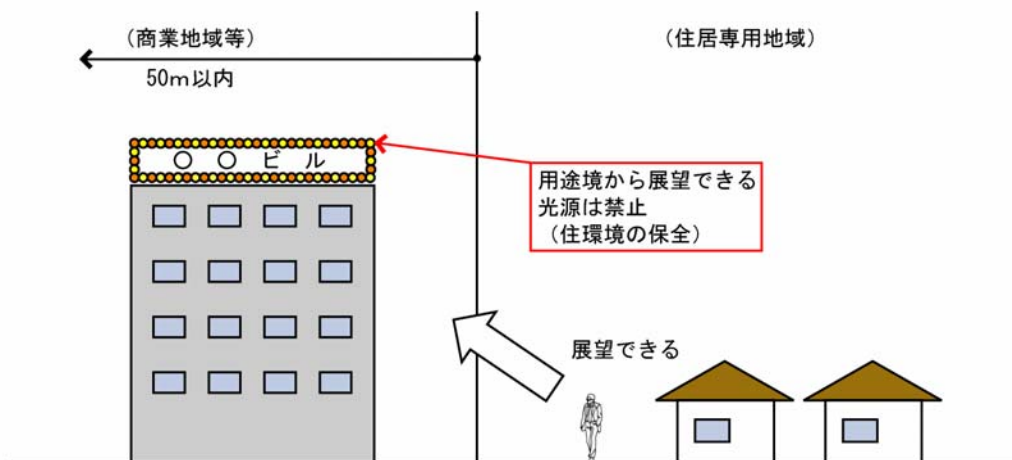
区域区分	自家用広告物	一般広告物
第1種禁止地域	禁止	禁止
第2種禁止地域	建築物の高さの1/2以下 かつ2m以下	
第1種許可地域	建築物の高さの1/2以下 かつ4m以下	第2種禁止地域の自家用広告物と同じ 色彩基準を適用すること
第2種許可地域		

※「建築物の高さ」とは、地盤面から広告物設置位置までの高さ



※許可地域内の照明について

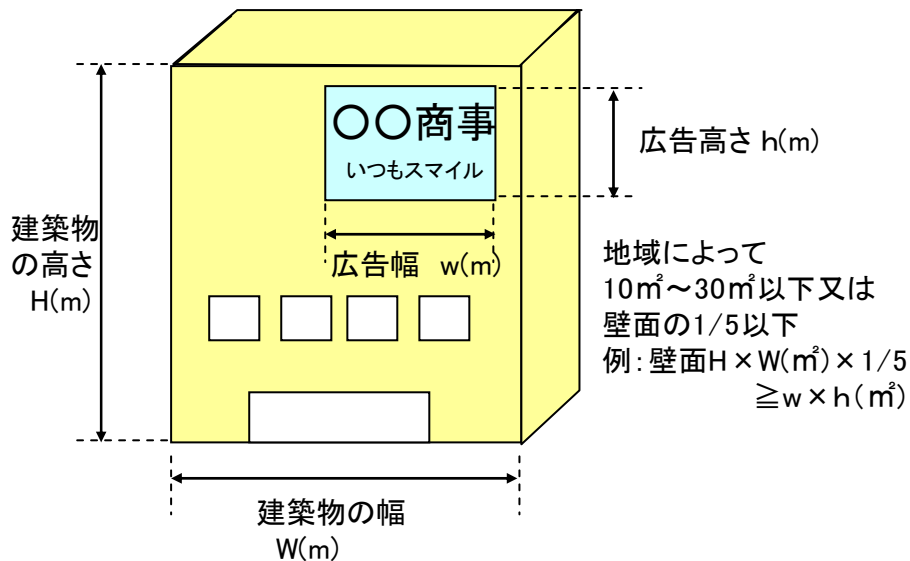
禁止地域から 50m以内の展望できる屋上広告物は点滅禁止。



③壁面広告

区域区分に応じた高さ、面積を下記のとおり設定します。

区域区分	自家用広告物	一般広告物
第1種禁止地域	上端6m以下(ビル名称除く) 色彩基準を適用すること	禁止
第2種禁止地域	1壁面の1/5以下 または10㎡以下	
第1種許可地域	1壁面の1/5以下 または20㎡以下	第2種禁止地域の自家用広告物と同じ
第2種許可地域	1壁面の1/5以下 または30㎡以下	色彩基準を適用すること

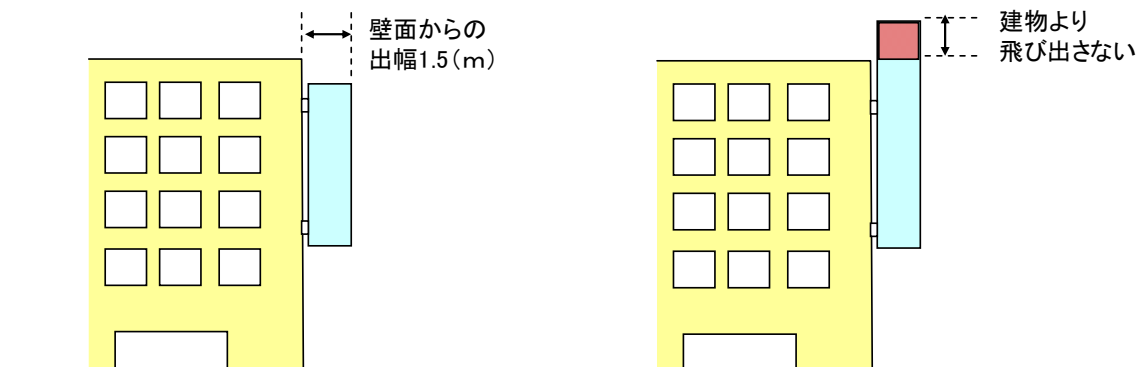


④突出広告

区域区分に応じた高さを下記のとおり設定します。

区域区分	自家用広告物	一般広告物
第1種禁止地域	壁面からの出幅1.5m以下 広告物の上端は取付壁面の 上端以内 色彩基準を適用すること	禁止
第2種禁止地域	壁面からの出幅1.5m以下 広告物の上端は取付壁面の 上端以内	
第1種許可地域		壁面からの出幅1.5m以下 広告物の上端は取付壁面の 上端以内
第2種許可地域		色彩基準を適用すること

※公道上に突出する場合は、別に道路占用許可が必要です。



5. その他の基準

下記の通り設定します。

広告種別		基準
横断幕		色数を抑制し、周辺景観との調和に配慮すること。
懸垂幕 置看板 表示可変広告 車体利用広告		野立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告の基準に準じること。
はり紙		・表示面積は1㎡以下。同一物件に連続して表示しない。 ・直接のり付けしない。
はり札		・表示面積は1㎡以下。同一物件に連続して表示しない。
立看板		・高さ3m以下かつ表示面積3㎡以下。同一物件に連続して表示しない。
広告旗		・表示面積(一面)2㎡以下。 ・路肩から5m以内に設置する場合の相互間距離(4本以上)5m以上。
アドバルーン		・気球の直径3m以下。 ・広告の幅1.5m以下。 ・広告物の長さ15m以下。 ・設置箇所から気球先端までの垂直距離45m以下。
電柱広告	巻付等	・赤色、黒色、黄色の地色を使用しないこと。 ・柱1本につき、1個又は1対とすること。 ・広告物の長さ1.8m以下 ・地盤面から広告物の下端までの高さ1m以上。
	そで付	・赤色、黒色、黄色の地色を使用しないこと。 ・柱1本につき、1個とすること。 ・広告物の長さ1.2m以下かつ出幅0.6m以下。 ・歩道又は民地側へ向けるものであること。
消火栓標識利用広告		・白色又は淡色の地色を使用すること。 ・標識1本につき、1個とすること。 ・広告物の大きさは、縦0.4m以下、横0.8m以下。 ・突出方向は、標識と同一方向であること。
停留所 添加広告	バス停留所の 上屋に添加	・運転者に直接訴求しないと認められる面へ表示すること。 ・表示面積は、1面につき2㎡以下。
	上記以外	・1停留所につき、2面以下とすること。 ・表示面積の合計は、各表示面の面積の1/3以下。

6. 経過措置について

新基準施行前に許可を受けた屋外広告物は、新基準施行から10年間は、新基準を適用いたしません。この間は、従前の基準で更新許可をいたしますが、速やかに新基準への移行をお願いいたします。

(参考資料)

区域区分	地域指定の概要	適用除外	自家用広告物				一般広告物	
			野立広告	屋上広告	壁面広告	突出広告	野立広告	屋上広告 壁面広告 突出広告
第1種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的町並み景観の保全が重要な地域 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法で指定する地域等 自然景観等の保全が重要な地域 風致地区 緑地保全地域・特別緑地保全地区・生産緑地地区 市民農園・保安林・自然環境保全地域等 	5㎡以下	高さ4m以下	禁止	上端6m以下 (ビル名称除く)	壁面からの出幅 1.5m以下 広告物の上端 は取付壁面の 上端以内	禁止	禁止
		7㎡以下	高さ6m以下	建築物の高さの 1/2以下かつ2 m以下	1 壁面の1/5以 下又は10m以 下	壁面からの出幅 1.5m以下 広告物の上端 は取付壁面の 上端以内	禁止	禁止
第2種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 都市公園、緑地 公共用建物の敷地 市長が指定する区域等 	10㎡以下	高さ10m以下 面積30㎡以下	建築物の高さの 1/2以下かつ4 m以下 禁止地域から50 m以内の展望で きる屋上広告物 の照明は点滅 禁止	1 壁面の1/5以 下 下又は20㎡以 下	壁面からの出幅 1.5m以下 広告物の上端 は取付壁面の 上端以内	第2種禁止地域 の自家用広告 物と同じ	
		10㎡以下	高さ10m以下 面積50㎡以下	禁止	1 壁面の1/5以 下 下又は30㎡以 下	高さ8m以下 面積20㎡以下 (一面10㎡以下)	禁止地域から50 m以内の展望で きる屋上広告物 の照明は点滅 禁止	禁止
第1種許可地域	禁止地域、第2種許可地域以外の地域						国道、主要県道、鉄道沿線等の100m以内は下記基準 に適合する案内誘導看板のみ設置可 高さ4m以下 1 面積4㎡以下 統合看板は高さ6m以下1 施設面積6㎡以下 上記以外の地域 高さ6m以下 面積20㎡以下(一面10㎡以下)	
第2種許可地域	禁止地域以外で用途地域の定めのある地域							